



税の申告はお早めに



平成25(2013)年分の所得について、所得税の確定申告と、市・県民税の申告の受け付けを行います。期限内の申告にご協力をお願いします。

所得税

西宮税務署 (☎0798・34・3930)

■ 所得税の確定申告会場

会場:アピアホール (阪急逆瀬川駅前、アピア1の5階)

期間 (土・日曜、祝日を除く)	開設時間	対象者
2月 4日(火)~14日(金)	9時半~16時	医療費控除や住宅借入金等特別控除などの所得税の還付申告をする人(贈与税および譲渡所得を除く)
2月17日(月)~28日(金)	9時半~16時	上記対象者を含むすべての人(贈与税および譲渡所得を除く)

※ご注意ください

- ・確定申告による所得税および復興特別所得税の納期限は**3月17日(月)**です。
- ・混雑時には早めに受け付けを終了させていただく場合があります。
- ・会場は混雑が予想されますので、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用するなど、ご自身で申告書などを作成した後、郵送などによる提出にご協力ください。なお、申告書の控えが必要な場合は、申告書の控えと切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- ・会場へは公共交通機関をご利用ください。
- ・アピアホールへの問い合わせはご遠慮ください。

■ 確定申告が必要な人

▷年金などの雑所得、事業所得、不動産所得などがあり、昨年中のそれらの所得の合計額が、配偶者・扶養・基礎控除など所得控除の合計額を超える人

※ただし、公的年金等に係る雑所得を有する人で、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下かつ、それ以外の所得金額が20万円以下の人は、所得税の確定申告書の提出は不要です(医療費控除などによる所得税の還付申告は可能。また、所得税の申告が不要でも、住民税の申告が必要となる場合があります)。

▷給与所得者で、①昨年の給与の収入金額が2千万円を超える②昨年の給与以外の所得が20万円を超える③給与を2か所以上から受けている人

▷土地や建物などを売って利益が出た人



■ 確定申告をすれば所得税が戻る人

給与所得者で主に次のような場合には、所得税の確定申告義務がない人でも、申告(還付申告)をすることで税金が還付される場合があります。
▷昨年の途中で退職し、年末調整を受けていない人

▷源泉徴収をされた人で、医療費控除・住宅借入金等特別控除・雑損控除(災害、盗難などで資産に損害を受けた場合)などがある人

■ 確定申告に係る納税は納期限内に

納期限を過ぎてから納付すると、延滞税がかかる場合があります。納付書を持っていない人は、税務署または金融機関で配布している納付書で納期限までに納付してください。

なお、振替納税を利用する場合には、口座振替依頼書を納期限までに税務署または金融機関へ提出してください。

	所得税	消費税	贈与税
納期限	3月17日(月)	3月31日(月)	3月17日(月)
振替納税の振替日	4月22日(火)	4月24日(木)	振替納税制度はありません

■ 市・県民税の申告会場

会場	期間(土・日曜を除く)	開設時間
市役所 2-4-2-5会議室	2月17日(月)～ 3月17日(月)	9時～11時半 13時～16時
東公民館	2月27日(木)	10時～11時半 13時～16時
雲雀丘 サービスステーション	2月28日(金)	10時～11時半 13時～16時

※会場へは公共交通機関をご利用ください。

■ 市・県民税の申告が必要な人

1月1日現在、市内在住で、主に次のような場合は市・県民税の申告が必要です。

- ▷ 昨年中の合計所得が35万円を超える人
- ▷ 昨年中の合計所得が35万円以下の人のうち、所得証明等が必要な人
- ▷ 給与所得のほかに年金などの所得がある人
- ▷ 公的年金等の収入金額が400万円以下で、それ以外の所得が20万円以下の人(確定申告は不要ですが、公的年金等の支払者に届け出をしている控除以外の所得控除を受けようとする場

合は、市・県民税の申告が必要です)

ただし、所得税の確定申告をした人や、給与所得者で給与以外に所得がなく、勤務先から給与支払報告書が市役所に提出されている場合は、市・県民税の申告をする必要はありません。

■ 申告するにはどうすれば…

昨年に市・県民税の申告をした人や、申告が必要と思われる人には2月上旬に申告書を郵送します。

詳しくは、市民税課へ問い合わせてください。なお、申告書は同課、各サービスセンター・ステーションでも配布しています。

■ 確定申告をもとに市・県民税が計算されます

所得税の確定申告をした人は、申告書に記載された所得と控除をもとに市・県民税が計算されます。確定申告の申告書には「住民税に関する事項」として、住民税の徴収方法などの選択欄がありますので、忘れずに記入してください。

⚠ 株式など譲渡所得・特定配当所得の確定申告にご注意!

上場株式などの譲渡のうち、①証券会社を通じた売買で源泉徴収口座を選択している人は、譲渡益が生じた段階で所得税7%、市・県民税3%の株式などの譲渡所得割が、②大口株主以外の人に支払われた配当は、受け取りの際に所得税7%、市・県民税3%の配当割が、それぞれ源泉徴収され、いずれも申告の必要はありませんが、還付を受け

るなどのために確定申告を選択することができます。ただし、申告をした場合は、その株式などの譲渡所得や配当所得が所得税、市・県民税の配偶者控除や扶養控除などの適用を判定する際の合計所得金額に加算されます。また、国民健康保険の保険税額、後期高齢者医療の保険料、福祉医療の負担割合が高くなる場合がありますのでご注意ください。

地球温暖化対策と再生可能エネルギー

新エネルギー推進課 (☎77・2361)

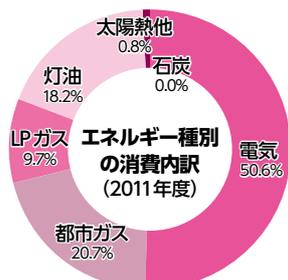
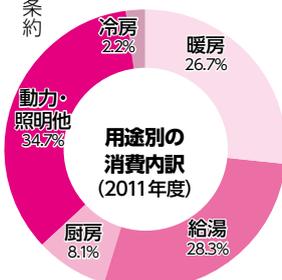


今号では、地球温暖化対策と再生可能エネルギーの関係について考えます。

日本政府は、昨年11月に開催されたCOP19(注)において、平成32(2020)年度に温室効果ガスの排出量を38%(平成17(2005)年度比)削減するという目標を表明していますが、本市では、平成23(2011)年度に「宝塚市地球温暖化対策実行計画」を策定し、平成32年度の温室効果ガス排出量を22%(平成2(1990)年度比)削減することを目標にしています。

目標を達成するための大きな柱の一つに「再生可能エネルギーの利用促進」を掲げており、市では、学校の屋上等に太陽光パネルを設置しているほか、「再生可能エネルギーをみんなで考える懇談会」など、より多くの市民や事業者、NPOなどが参加できるような仕組みづくりを検討しています。温室効果ガスは、私たちの日常生活や市を含む事業者の事業活動から排出されており、市民や事業者の皆さん、市がそれぞれの役割を認識し、必要に応じた対策や実践に取り組むことが必要となります。現代生活では、快適な生活を追求・維持するために、エネルギー消費量が増える傾向です。特に寒い冬や暑い夏には電気やガスの使用量が多くなりますが、一年を通じて一人ひとりが小さな行動を積み重ね、将来の世代により良い環境を引き継いでいくことを、これからも市民や事業者の皆さんと一緒に考えていきたいと思えます。

(注)第19回気候変動枠組条約締約国会議



家庭部門におけるエネルギーの消費内訳; エネルギー白書 2013 資源エネルギー庁出版